

生徒、保護者の皆様

東京都立足立西高等学校長
丸 茂 聡

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

若葉の候、保護者の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より本校の教育活動にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。生徒は先週末遠足を終え、本日は芸術鑑賞教室、明日からのGWと充実した高校生活を送っております。

さて、すでに報道等でご存じの通り、5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行することを受け、本校では、文科省や東京都教育委員会の方針に従い、従来の感染症対策を見直し、以下のような変更を行ってまいります。

つきましては、引き続きご家庭での健康管理をお願いし、お子様の不安や期待を学校とともに受け止められるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 5月8日以降の新型コロナウイルス感染症に関する変更点

- (1) 感染が確認された生徒等の出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とする。
- (2) 感染した場合は、医療機関の検査結果証明書の提出は求めないが、インフルエンザ等の感染症と同様、学校への連絡と、生徒手帳の証明書欄に医師の証明をもらってから登校すること。
- (3) 出席停止解除後、発症から10日間を経過するまでは、生徒に対してマスクの着用を推奨する
- (4) 濃厚接触者の特定は行わない。
- (5) 東京都教育委員会が策定した「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営におけるガイドライン(都立学校)」は廃止となる。今後は以下の衛生管理マニュアル((2023.5.8Ver10)に従う。

2 5月8日以降も継続する点

- (1) 家庭との連携による生徒の健康状態の把握
 - ① 朝8:00～8:30の間の保護者による欠席連絡、
 - ② 生徒によるコンディション・レポートの送信
- (2) 適切な換気の確保
- (3) 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導
- (4) 基本、学校教育活動においてマスクの着用を求めない。本人の判断に委ねる
- (5) 感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える。

【参 考】

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル (2023.5.8Ver10)

https://www.mext.go.jp/content/20230427-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf



お問い合わせ先
東京都立足立西高等学校
東京都足立区江北5-7-1
副校長 阿久津 恵理子
電話番号 03-3898-7020